平成２７年（フ）第１５７号
神奈川県伊勢原市石田861番地の１　テレパレス伊勢原１号棟302号、前住所神奈川県厚木市愛名1360番地
破産者　高橋　正毅
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４３１号
静岡市葵区瀬名中央４丁目５番66号
破産者　岡田　篤雄
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７号
静岡県裾野市二ツ屋３番地の１　Ｄｅセルジュ102、開始決定時の住所静岡県駿東郡長泉町竹原47番地の１　ダイアパレス竹原１棟501号
破産者　佐々木保男
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第７３号
愛知県安城市横山町石ナ曽根176番地４　第２東海ビル302
破産者　森　　和彦
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１４４号
愛知県みよし市黒笹町桐山166番地
破産者　加藤　敏子
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２５８号
愛知県西尾市西幡豆町郷中15番地１
破産者　鈴木　康弘
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３８２７号
大阪府泉大津市虫取町１丁目５番２―1320号、申立時の住所大阪府茨木市東太田３丁目５番Ａ―201号
破産者　西尾　清次
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６８号
奈良県生駒市小瀬町891番地14
破産者　髙木　幸弘
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０８号
大阪府吹田市長野東14番７号、前住所大阪府吹田市千里丘中50番６号
破産者　西端　裕貴
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７４３号
大阪府富田林市須賀２丁目33番１―307号、前住所大阪府河内長野市楠町西962番地の18
破産者　弓削田美年
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０７２号
兵庫県宝塚市中筋３丁目56番地の１　210号
破産者　藏前　康則
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４４５号
大阪市港区三先２丁目20番１―205号
破産者　山路慎太郎
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５１７号
大阪府四條畷市中野２丁目１番36号
破産者　川口　和之
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５６７号
大阪市東住吉区公園南矢田２丁目17番28号　ケアハウス　シエスタ608号
破産者　竹原　暢子
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７６５号
大阪府枚方市長尾家具町３丁目６番地の１(203)
破産者　森本　賢一
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８３８号
兵庫県西宮市里中町１丁目８番22号
破産者　中川　洋一
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３６４号
大阪市旭区大宮３丁目１番５号
破産者　鎌田　芳徳
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５５９号
大阪府摂津市別府１丁目４番２号　コスモハイツ302号
破産者　有馬　重隆
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部